

社会福祉法人 スマイルワーク
理事長等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人スマイルワークの理事長等(以下「理事長等」という。)の報酬及び旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう理事長等とは理事長及び常務理事をいう。
2 報酬は、理事長等の職務の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 理事長等には、次に定める報酬を支給する。

(1) 報酬額

理事長	月 額	300,000 円
常務理事	月 額	250,000 円

理事等が非常勤の場合は、次の算定により報酬を支給する。

月額報酬額÷21日=1日の報酬額(10円未満は切り捨てる。)

- 2 理事長等の報酬額等については、評議員会の議決により決定する。
- 3 常務理事を理事である施設長が兼務する場合は、常務理事としての報酬通勤手当及び旅費は支給しないものとする。

(通勤手当、旅費の支給方法等)

第4条 理事長等には通勤手当を支給する。支給基準については、職員に支給する給与規程(平成29年4月1日)の例による。

- 2 理事長等が非常勤の場合は、次の算定により通勤手当を支給する。

月額手当額÷21日=1日の手当額(1円未満は切り上げる。)

- 3 理事長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。支給する旅費については、職員に支給する旅費規程(平成10年4月1日)の例による。

(支払日)

第5条 理事長等の報酬は、翌月10日までに前月分を支払う。

(その他)

第6条 その他、必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成28年5月27日より施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。